

健康・医療・介護情報利活用検討会  
健診等情報利活用ワーキンググループ  
民間利活用作業班（第12回）

令和5年11月16日  
Microsoft Teams/Zoom

■出席者\*敬称略

（構成員名（五十音順））

いわみ たく 石見 拓	一般社団法人 PHR 普及推進協議会 代表理事
おちあい たかふみ 落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
おの であら てつお 小野寺 哲夫	公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事
かづま ひろゆき 鹿妻 洋之	一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会 健康支援システム委員会 委員長
きたおか ゆうき 北岡 有喜	社会医療法人 岡本病院財団 理事 京都岡本記念病院 副院長
くろせ いわお 黒瀬 巖	公益社団法人 日本医師会 常任理事
たかなぎ だいすけ 高柳 大輔	独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター長
なかやま たけお 中山 健夫	京都大学大学院 医学研究科 社会健康医学系専攻 健康情報学分野 教授
まつばら ひさお 松原 久雄	PHR サービス事業協会 標準化委員会 委員長
みつぎ もとひろ 光城 元博	一般社団法人電子情報技術産業協会 ヘルスケア IT 研究会 副主査
もろおか あゆみ 諸岡 歩	公益社団法人 日本栄養士会 理事
やまもと きょうこ 山本 恭子	健康長寿産業連合会
やまもと りゅういち 山本 隆一	一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長【主査】
わたなべ だいき 渡邊 大記	公益社団法人 日本薬剤師会 副会長

（事務局）

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室  
厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課  
経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課  
株式会社 NTT データ経営研究所

## ■議事内容

### (事務局より資料3の説明)

資料3 民間PHRサービスの現状と課題に係る調査等について

- ただいまの事務局からの御説明に関して、御質問、御意見ございましたらよろしくお願ひします。
- それでは続いて、議事(2)『情報信託機能の認定に係る指針 Ver 3.0の概要』について、資料4の説明をお願いします。

### (事務局より資料4の説明)

資料4 「情報信託機能の認定に係る指針 Ver 3.0」の概要について

- ただいまの事務局からの御説明に関して、語質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。これは活発な議論がありましたので、よくまとまったと思います。

- 先ほどの説明の中の、医療専門職等の関与のところ、かかりつけ医等の助言を受けるように促すと記載がありました。かかりつけ医等の等はどのような方を想定していますか。

- 【事務局】 これは日常的に利用者個人の健康状況について把握している方の助言が必要だろうという趣旨です。かかりつけ医や薬剤師などの医療に携わっているかたがたからの助言を想定しています。

- 何かトラブルがあったときに、助言をした、かかりつけ医等に対して、責任を負わせることなどは想定していますか。あくまでも助言という考え方でいいですか。

- 【事務局】 認定指針ではその辺りまでは踏み込んでいません。コンセプトとしては利用者個人の理解を助けることが目的ですので、責任関係については断言していません。

- 他に意見等がありますか。

- 参考資料の最後のスライドに、マイナポータルとのAPI連携があります。マイナポータルの中には薬剤情報等含めて多くの情報がありますが、そのうち、どの情報を連携して、どのように使うかは、これからの議論と考えていいですか。

- 【事務局】 情報銀行の議論においては、具体的にどの情報を使うか、どのようなサービスに結び付けていくかは、あくまでユースケースの検討の中でしか考えていません。仕組みとしては、その方の医療情報を適切に流通させるためにはどのような仕組みであるべきか、同意取得第三者提供をするときにはどのような方向であるべきかなどを整理しています。マイナポ API を通じて、例えば、どのような情報を使うか、どのようなサービスに結び付けていくかなどは、指針の中では特段言及していません。

- どのようなユースケースでどのように使っていくかは、また、別ということですか。
- **【事務局】** そうです。
- 分かりました。ありがとうございます。
  
- 他に意見等がありますか。
  
- 1点、確認させてください。情報銀行を経由しない限り、例えば、PHR 事業者からのデータ受け渡しは第三者提供と見なして、規制することを考えていますか。それとも、マイナポータルにつなぐ場合は、必ず、情報銀行経由にしるという意図も含めているのですか。そこが説明からは分かりにくかったので、補足で説明をお願いします。
- **【事務局】** 今、言ったことの2点はどちらも意図していません。ここで意図していることは、自らの健康医療情報が使われることに不安感を持っている方がいるという前提に立っています。不安感を持っている方が安心して使ってもらえるようにするにはどうすればいいかを考え、取り扱う方が導入するにはどうすればいいかなどの指針を設けています。これを通じて、何かを規制したり、何かを規定したりすることは考えていません。利用者の心理的負担の軽減を図ればという趣旨で改定しました。
  
- 他に意見等がありますか。
  
- 自分自身も先ほどの紹介のとおり、こちらの情報信託機能の会議にも参加しました。他の委員の意見にもあったように、情報信託銀行がどのような建て付けで、どのような役割があるかをよりしっかりと伝えたいと思いました。自分自身も理解不足な面がありました。民間 PHR 事業者も立ち上がってきて、民間 PHR サービスの中で、ある意味、一つのグループをつくって、より信頼を担保できる形を目指していると思いますが、その辺りの位置付けがより明確になるといいのではありませんか。あくまでも上乘せを目指している一つのグループであり、規制ではないことが伝わると思いました。
- **【事務局】** 皆さんの意見を踏まえ、今後の広報に役立てたいと思います。
  
- それでは今の御意見を広報等の参考にしてください。続いて、議事(3)『「データヘルス改革に関する工程表」に基づく取組の進捗について』、説明をお願いします。

(事務局より資料5の説明)

資料5 「データヘルス改革に関する工程表」に基づく取組の進捗について

- ただいまの事務局からの御説明に関して、語質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

- いくつか、既にマイナポータルで閲覧可能ですが、実際の利用実績が分かれば教えてください。
- 【事務局】 利用実績はまだ把握していません。今後、そのような情報が出たら、共有します。
- 来年の4月からの、第4期特定健診保健指導に関わってきます。そこでマイナポータルをうまく使うと意識が高まるのではないかと思います。
- 他に意見等がありますか。
- マイナポータルを通じてデータを共有することでのメリットを、外形的に示すような評価方法は現時点で検討していますか。
- 【事務局】 具体的なものに関しては検討を進めている最中です。アカデミアの先生と相談しながら、今後、検討したいと思っています。
- 特に民間 PHR サービスがマイナポータルを通じて活用することの意義を社会に広く伝えることが大事だと思います。PHR 普及促進協議会では、デジタルヘルスが一步進んでいるデンマーク大使館と共催のイベントもありました。分かりやすいものでは、デンマークでは医療情報をシェアすることで、患者の待ち時間が減ったそうです。従来は病院に行き、情報を整理するために時間がかかっていましたが、あらかじめ、電子的に情報を共有することでスムーズになったようです。いろいろな分かりやすいデータを紹介し、国民にデジタルヘルスへの参画を促すような取り組みがありましたので、参考になるかと思います。これは今年だけでなく、特に民間 PHR サービスが加わってくることへの社会的意義を評価すべきだと思います。
- 【事務局】 ぜひ、そのような形を参考にして、今後も取り組んでいきたいと思っています。
- 他にありますか。なければ、続いて議事(4)『PHR の利活用に向けた実証事業の状況』について、資料6の説明を事務局からお願いします。

(事務局より資料6の説明)

資料6 PHR の利活用に向けた実証事業の状況

- ただ今の説明に関して、意見等がありますか。
- 非常に多様なユースケースで、マネタイズモデルはいいものができるのではないかと期待しています。1点、お願いというか確認があります。不動産業者がPHRをすることは非常に魅力的だと感じています。今回は商業施設部門担当の方だと思いますが、マンションを買うなど、大きなライフイベントでローンを組む際に、かなり多様な個人情報を不動産業に提供しますので、そのようなものの活用も検討をお願いします。モデルとしてヘルスケ

アという狭いところだと、なかなか新たなユースケースは生まれません。なるべく遠い業界との情報連携も検討してもらえればと思います。

○【事務局】 ユースケースの創出には、来年度以降も取り組んでいきたいと考えています。今回の事業についてはもちろんですが、実施事業者にご指摘のような観点も伝えながら、取り組んでいきたいと考えております。

○ 他に意見等がありますか。

○ 資料3ページに、各社のPHRを患者のアプリも含めて接続するとあります。ここに関して、当然に私たちも皆さんも考えていると思います。ここではHL7 FHIR等の標準規格を推奨する予定ですか。それとも、そうではなく、まずは自由に接続してみるという形で進めるのですか。

○【事務局】 HL7 FHIR等について念頭に置きながら、つなぎ方等の詳細については、同意の取り方などを含め、検討中です。ご指摘も踏まえながら検討を進め、その上で課題等、机上のものと実際のものがあると思いますが、それらの抽出・検討等を行っていく予定です。

○ 特に接続はお互いの責任の臨界点がいつも問題になります。そのような観点で、受け渡しのときにどのような形で受け渡しが確実に行われたことを確認するか、あるいは、何かトラブルが起こったときに、誰がどのように対応するのも含めて検討してください。以上です。

○ 他に意見等がありますか。

○ 資料5ページの事業について教えてください。こちらはシステムとして、患者のフォローアップ等の展開をするのではなく、商品等の購買行動の変容を目的として行っている実証事業ですか。

○【事務局】 全ての実証事業共通で、利用者の健康やウェルビーイング等と、購買等のマネタイズの両面を見据えて行っています。

○ この事業に関しては、また、進捗や状況、結果などは報告してもらえるのですか。

○【事務局】 最終的に、各実証事業については、報告書を作ることになると考えておりますが、何らかの形で、本作業班にもご報告したいと考えております。

○ よろしくお願ひします。

○ 他に意見等がありますか。

○ 十分意識していることだとは理解していますが、HL7 FHIRの話もあったとおり、今回の事業について、現時点では事業者間でのやりとりに重きを置いているとは思っています。

しかし、標準化すべきところは標準化していくという方向性を常に意識してもらえればと思います。われわれもキーになっている TIS 様と PHR 普及推進協議会、あるいは総務省の AMED 事業、自分が担当している PHR の流通基盤の構築とも連携しながら、本年度中は難しいとしても、来年度以降の方向性について、議論し、標準化すべきところはするという流れをこの事業からも発信してください。よろしくお願いします。

○【事務局】 ご指摘の連携の点については、経済産業省としても、先生の取り組みを含め、他の取り組みも見ながら、しっかりと進めてきたいと考えております。また、実証事業については、どうしても年度単位の取り組みになるので、制約や限界もありますが、そのような中で、しっかりとやっていきたいと考えています。

○ 私からも一言いいですか。2点目のテーマである日常生活での利活用について、省庁が違くと難しいところもあるかもしれませんが、既に終了している文部科学省系の事業で、リサーチコンプレックスというものがあります。そちらの理化学研究所神戸キャンパスが中心で、阪急阪神ホールディングスと一緒にやっている事業がよく似ています。もし、機会があれば、そちらも参考にしてください。時間の都合もありますので、こちらに関してはここまでにします。

続いて、議事(5)『PHR サービス事業協会について』、資料7の説明をお願いします。

(PHR サービス事業協会標準化委員会委員長 松原様より資料7の説明)

資料7 PHR サービス事業協会について

○PHR サービス事業協会標準化委員会委員長 松原 PHR サービス事業協会の松原です。今回から委員として参加します。よろしくお願いします。今までの議論の内容を拝見しました。PHR サービス事業協会について、作業班の中でも議論していたかと思います。7月10日に、無事に設立しました。1年ほど、準備委員会で準備を進め、皆さまの指導により、立ち上げることができました。お礼申し上げます。

現在、進んでいる内容も含め、何をしようとしているかを紹介します。1ページ飛ばして、ページ数は1と書いてある会則のページを見てください。ページ番号が変になっていて申し訳ありません。会則の中の第3条(事業活動)について、PHR サービス事業協会は事業者の集まりですので、1)に書いてあるとおり、PHR サービス産業の協調と競争をバランスよく維持していくことが重要だと思い、このように書きました。また、患者や一般の方は国をまたいだ動きもしますので、国際競争力も見据え、他の国でどのようなことをしているかも見ながら活動していきたいと思っています。

2)のデジタル技術と科学的知見等を生かした利便性と信頼性の高い顧客価値の創出とは、当然ながら、デジタルテクノロジーや科学的知見は進化していきますので、しっかりと追い付いていきたいという意図を込めています。3)の幅広い業者による PHR サービス産業への参画を通じたオープンイノベーションの促進とは、事業者団体ですので、新たな事業や

ユースケースも出てくると思います。そのようなかたがたにも幅広く参画してもらい、産業としても、ユーザーである一般の患者も、利便性が向上するような形で進めたいと思っています。

次のページは7月10日の総会で決まった会長・副会長です。会長はSOMP0ホールディングス株式会社の櫻田謙悟さんです。具体的な活動は次ページの、この五つの委員会で進める形です。後ほどこの五つの委員会の役割について説明します。次のページは事務局長です。事務局長の役割は、団体に発生するいろいろな事項の調整です。こちらはSOMP0ホールディングス株式会社の齋田さんをお願いしました。

次ページで全体の体制を示しました。一番大きな意思決定機関は会員会社による総会です。そちらで重要事項を決定します。先ほど示した会長・副会長で業務執行会議を行い、重要な事項はこちらで決めます。ただ、実際に実務的な内容を進めるに当たっては機動的に進め、意思決定もしていくため、五つの委員会の中で決める体制にします。これから皆さまに直接、指導してもらうのは委員長をはじめとした委員会ですので、ぜひ、引き続き、指導をよろしくお願いします。

具体的に重きを置いている内容について紹介します。ページ数7を見てください。1年目で優先的にスタートしたいものの一つは、来年7月に何らかの形でPHRサービス事業協会として業界ガイドラインを出すことです。このガイドラインは現在、二つの視点で検討中です。1点目は標準化で、2点目はサービス品質です。この2点は急がなければならないだろうと、準備段階から検討していました。来年の6月にこれらをどのような形で出すかの検討に入りました。ワーキンググループの内容は後ほど紹介します。

続いて、優先的にスタートしたいものの二つ目はステークホルダーです。業界団体ですが、事業者だけで進めてもいいものできません。医療関係の先生がた、介護関係、アカデミア、行政等との連携をしたいと考えています。三つ目は必要な政策の在り方に係る提言です。業界として事業を進めたり、あるいはユーザーの利便性を考えたりしたときに、今後、整備してはどうだろうということについて、いろいろな形で提案できればと考えています。次ページは主に協会の会員事業者向けの活動です。

ページ数12まで飛ばしてください。今回、123社の事業者が参加しています。参考として主な業種を載せました。これは私たちが業種で区切ったものです。これを見ても、たくさんサービス事業者やメーカーなど、いろいろな事業者が参加しています。これほどの事業者がいれば、いろいろなユースケースの議論もできると思いますので、優先順位を決めながらにはなりますが、今後、この中でいろいろなことが解決できればと思っています。続いて、次ページは、私たちも事業者ですので、厚生労働省出身の唐澤先生と経済産業省出身の森田先生にアドバイスをもらい、顧問として指導をお願いしています。

16ページは今後のスケジュールです。7月10日に発足し、各委員会の活動を開始したところです。来年の6月頃に民間事業者のためのガイドラインの公開を目指しています。ガイドラインという呼称になるかどうか、どのような形になるかもこれから議論します。これ

に向けて、恐らく来年春頃から関係する皆さまに相談させてもらったり、指導をお願いしたりするケースが増えると思いますが、よろしくをお願いします。

最後のページは現在進めている検討テーマです。標準化委員会ではメタ項目検討をしています。これはデータの状態を示すものです。また、ライフログについてはさまざまなライフログが出てきていますので、これについての標準化を検討します。なんのライフログにするかからのスタートだと思います。さらに、さまざまなユースケースが出てきていますので、ユースケースの整理に取り組んでいます。サービス品質委員会では、事業者視点で、個人情報、セキュリティ、リコメンド、運用体制、質の評価、広告を検討します。

技術・教育委員会は会員事業者向けのサービスです。さまざまなユースケースが出てきていますので、私たちが検討する PHR のスコープがどこかは常に見直さなければいけません。また、会員の中にもいろいろな事業者がいますので、情報提供や勉強会も積極的に実施し、会員間のネットワーキングも推進します。今のところ、このような活動を推進していますが、その都度、変わるとお思いますので、皆さまの指導をお願いします。以上です。

○ ただ今の説明について、質問等がありますか。

○ 松原さんたちとは相談もしていますが、やはり標準化のガイドラインなどは PHR 普及推進協議会で先行して出しているものがあつたり、総務省の AMED 事業等もあつたりするので、ぜひ、ガイドラインが複数存在したり、ダブルスタンダードがあつたりしないように、省庁も含めて相談したいとお思います。コメントのみですが、よろしくをお願いします。

○ 経済産業省系の AMED ではヘルスケアアプリケーションなど、特にアプリケーションのイメージが強いのですが、PHR とアプリケーションでは、事業者の重きの置き方が違うイメージがあります。この取り組みにはどのような企業が入っていますか。アプリケーション系の企業も入っていますか。

○ **【PHR サービス事業協会標準化委員会委員長 松原】** アプリケーション系の企業も入っていますし、PHR のデータを活用する事業者も入っています。かなりさまざまな事業者が入っていると理解ください。

○ それなら、連携していけるとお思います。

○ 他にはありますか。これは今後の PHR の発展のために、われわれとも協力して進めなければならないことですので、今後ともよろしくをお願いします。今回の議事は以上です。事務局から連絡はありますか。

○ **【事務局】** 冒頭部分で傍聴の方々への音声の不具合がありました。大変申し訳ありませんでした。第 13 回の開催は 3 月を見込んでいます。日程調整の連絡を委員の先生がたにしますので、よろしくをお願いします。

本日の議事録は後ほど作成して、各構成員の皆さまに確認をお願いします。また、議事録は議事要旨として公表しますが、問題はありませんか。特に異議がないようですので、そのようにします。また、詳しい説明はメール等で事務局より個別に連絡しますので、よろしくをお願いします。予定時間より早いですが、本日はこれにて終了します。

— 了 —